

平成31年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成31年2月21日 開会

平成31年2月21日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成31年2月21日（木曜日）午後3時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 9 議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件
- 日程第10 議案第4号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第11 議案第5号 平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件
- 日程第12 議案第6号 平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第13 議案第7号 平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第14 陳情第1号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1 番	佐藤純子	2 番	渡辺優子
3 番	齋藤光司	4 番	佐藤久勝
6 番	鈴木俊夫	7 番	児玉一
9 番	西村武	10 番	茂木隆
11 番	黒澤芳彦	12 番	佐藤元
14 番	鹿兒島巖	15 番	小林信
16 番	佐々木文明	17 番	田川政幸
19 番	渡邊彦兵衛	20 番	畠山菊夫
22 番	高橋浩人	24 番	藤原義美
25 番	佐々木謙吉		

欠席議員（5名）

5 番	菅原広二	8 番	長谷部誠
13 番	青柳宗五郎	18 番	森田新一郎
23 番	松田知己		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	津谷永光
事務局長	松山則人	事務局次長 兼会計管理者	長谷川雄美
総務課長 兼会計室長	伊藤嘉貴	業務課長	沼田和也

議会担当職員出席者

議会書記	小野洋樹	議会書記	伊勢谷誠
------	------	------	------

午後 3 時 1 5 分 開 会

○議長（茂木 隆） ただいまの出席議員は 1 9 名です。定足数に達していますので、これから平成 3 1 年 2 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（茂木 隆） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 0 条の規定により、渡辺優子議員、佐々木文明議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（茂木 隆） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（茂木 隆） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第 4 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（茂木 隆） 次に、日程第4、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますがこのことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

初めに、選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、佐藤忠氏、齋藤悟氏、伊藤章氏、二田一朗氏を指名いたします。

お諮りいたします。指名いたしました4名を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。

なお、補充の順序につきましては、指名の順序によって定めたいと思います。

選挙管理委員補充員には、木村正氏、岸野芳夫氏、工藤紘一氏、石井久男氏を指名いたします。

お諮りいたします。指名いたしました4名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました4名が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおりと決定されました。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（茂木 隆） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する件から議案第7号平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○**広域連合長（穂積 志）** 平成31年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

初めに、後期高齢者医療制度に関する平成31年度の主な制度改正についてであります。

平成28年12月の社会保障制度改革推進本部の決定により、保険料均等割の軽減特例措置の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施するとされておりました。本年10月に予定されている消費税率引き上げに伴う社会保障の充実策として、介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金が支給されることにあわせ、国では保険料均等割の9割及び8.5割の軽減特例措置を見直し、本則の7割軽減とすることを決定したところであります。現行の9割軽減対象者には、介護保険料軽減の拡充に加え、年金生活者支援給付金が支給されることにより、実質的な負担増は生じないものであり、また、8.5割軽減については、影響をできる限り少なくするための激変緩和措置を講じた上で見直すこととされております。

このほか、保険料均等割の5割及び2割の軽減判定に係る所得基準額を引き上げ、対象を拡大するなど、関係する条例の改正を今議会に提案したところであります。

以上の制度改正は、さらなる高齢化が進展する中で、安定的で持続可能な医療保険制度の運営を確保するため、世代間の負担の公平を図る観点等から行われるものであり、被保険者にご理解いただけるよう、今後とも市町村と連携を図りながら、改正内容を初めとする制度の丁寧な周知広報に努めてまいります。

さて、今議会には、条例案2件、単行案1件、補正予算案2件、当初予算案2件の以上7件を提案いたしております。

初めに、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、超過勤務命令の上限の設定等に関する事項を規則で定めることができるよう改正しようとするものであります。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、冒頭でご説明したように、保険料均等割の軽減特例を見直すとともに、5割軽減及び2割軽減の対象を拡大するため改正しようとするものであります。

次に、議案第3号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件についてであります。

これは、大仙美郷環境事業組合が平成31年3月31日に解散することに伴い、秋田県市町

村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第4号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算の剰余金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るため、補正を行うものであります。

また、債務負担行為として、新たに6件を設定するものであります。

次に、議案第5号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、共通経費充当事業の決算見込みに伴うもののほか、調整交付金等の実績確定に伴う国・県への返還金の計上などの補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,859万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,485億6,240万6,000円とするものであります。

また、債務負担行為として新たに6件を設定するものであります。

次に、議案第6号平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,200万円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款分担金及び負担金として市町村負担金を5億3,912万1,000円、3款諸収入として事務局職員の宿舍使用料負担金など287万8,000円を計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として議員報酬及び議会開催の経費など98万円、2款総務費として事務局職員の人件費を初めとする事務局経費などの総務管理費を1億8,286万7,000円、選挙費として4万6,000円、監査委員費として13万7,000円、3款民生費については、広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として3億5,497万円、4款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

また、債務負担行為として、新たに1件を設定するものであります。

次に、議案第7号平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,450億2,579万2,000円とするものであります。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を10

0億円とするものであります。

あわせて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として市町村負担金を226億7,676万1,000円、2款国庫支出金として512億1,933万1,000円、3款県支出金として121億8,371万5,000円、4款支払基金交付金として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を571億4,887万円、5款特別高額医療費共同事業交付金として3,068万3,000円、6款繰入金として一般会計繰入金を3億5,497万円、基金繰入金を12億5,213万2,000円、9款諸収入として1億5,932万7,000円を計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として広域連合電算処理システム関連経費、国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など4億219万7,000円、2款保険給付費として療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,442億5,544万1,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として4,149万6,000円、5款保健事業費として3億29万1,000円、6款公債費として173万8,000円、7款諸支出金として2,162万8,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（茂木 隆） 日程第6、一般質問を行います。

一般質問通告者は1名です。

なお、一般質問については、申し合わせにより一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間は再質問、再々質問を合わせて15分以内とします。

また、1回目の質問は登壇して行い、再質問以降については自席において行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

1番佐藤議員の一般質問を行います。発言を許します。1番佐藤議員。

【 1番 佐藤純子議員 登壇 】

○1番（佐藤純子） 日本共産党の佐藤純子です。

2008年4月に開始された後期高齢者医療制度は、制度発足直前、厚生労働省幹部が「医療費が際限なく上がり続ける痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただく」と本音を語り、大きな問題となりました。実際、制度は75歳以上人口が増えるほど保険料アップにつながる仕組みとなっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。特に、高齢になると唯一の収入となる年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは間違いありません。

安倍政権は2019年度の予算案で、75歳以上の後期高齢者医療の保険料を最大9割軽減する特例措置の2段階廃止を決めました。それは590億円の予算の削減となり、そのことによって746万人が影響を受けると言われています。さらに政府は、今年の10月から高齢者医療の窓口負担1割を2割負担に引き上げることも計画しています。自己負担の2割への引き上げは、この間の医療、介護、年金の連続改悪に続き、高齢者を標的にし、さらなる痛みを強いるものです。

安倍政権になってから社会保障費は4兆3,000億円も削減され、そのうち年金は2兆円です。そこに10月からの消費税増税の強行は、生活破壊そのものです。その一方で軍事予算は過去最高の5兆円を越す状況に、安倍政権に対し高齢者の怒りが集中しています。医療の窓口負担増がますます受診抑制を招き、病気の重度化等、高齢者の健康に深刻な悪影響を与えることは明らかです。高齢者の2割負担増になることの受けとめと、影響をどう考え、対策をとろうとしているのか伺います。

昨年12月、県内25市町村の議会で75歳以上の後期高齢者医療費自己負担を2割にしないことを国に求めるという陳情が20市町村で採択し、それぞれの議会が2割にしないよう国に意見書を提出しています。県内の自治体を統括する県連合会として、この採択状況をどう受けとめているのでしょうか、伺います。

また、今時点で既に国に20市町村が2割にしないことの見解書を提出していることを重く受けとめ、秋田県連合会としても国に対し2割負担の中止を求めるべきではないか、質問をいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（茂木 隆） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 佐藤議員の医療費の自己負担2割化についての1、高齢者の2割負担の受けとめと、影響をどう考え対策をとろうとしているのかについてお答えいたします。

国では、後期高齢者の被保険者数や医療費が年々増加する一方、それを支える現役世代の保険料や税負担が重くなっていく中で、今後の社会保障の持続性確保のため、給付と負担の見直しを含めた社会保障改革の全体像について国民的な議論が必要であるとしております。

その上で、国においては、高齢者数がピークを迎えると予想される2040年頃の社会保障

制度を展望し、団塊の世代が後期高齢者になり始める2022年までの間に改革を推進することが不可欠であるとして、世代間の公平性や制度の持続性を確保していく観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について、2021年度までに具体的な検討を進めるとしております。

こうした議論を行うことは必要なことでありますが、窓口負担の見直しは、被保険者にとっては影響が大きいことから、国の議論の動向を引き続き注視してまいります。

次に、2の県内自治体での陳情書採択状況の受けとめについてであります。

採択が20、不採択が3、継続審査が2という結果は、独立した地方公共団体におけるそれぞれの議会が判断した結果だと受けとめております。

次に、3の国に対して2割負担の中止を求めるべきではないかについてであります。

今議会にも陳情を提出されておりますので、その結果等を見ながら対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 再質問ございますか。——1番。

○1番（佐藤純子） 一度目の質問でも発言させていただきましたが、やっぱり高齢者75歳以上ですと、主に年金で暮らしている方がほとんどです。その中で、年金がどんどん減らされていく中で、先ほどの答弁では持続性を高めていくというのがこの制度の趣旨だというふうな発言もありましたが、その前に高齢者が息絶えてしまうことが大変なことと考えると、75歳以上の高齢者というのは、75年間も体を維持してきたということになりますと、やっぱり特性としては何か体調を崩すというのは当たり前に起こり得ることの中で、高齢者にだけその負担を求めるのではなくて、世代間の公平性ということであればこそ、75歳以上の高齢者の特性を生かした、身体の特性を生かした対応が必要かと思いますが、再度そのことについての、動向を注視するだけでなく、きちっとやっぱり高齢者、秋田県の高齢者の人口がどんどん増えていくということを考えますと、そこへの手だてが連合会としては必要ではないかと思っておりますので、それについての再度の答弁を求めます。

○議長（茂木 隆） 穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積 志） お答えいたします。まず、この後期高齢者医療の安定的な制度の運営というのが第一義的には大変重要なことだと思っております。今現在、世代間の負担のあり方、そしてまたその負担と、そして窓口の負担と、それぞれあるわけでありましてけれども、若い世代の人口が減っている中、高齢者が増える中で、やはり安定的な制度を持続していくためには、議論が必要だと、こういうふうに思っております。

今、いろいろ検討されておりますので、そういった検討がなされた上で、国会のほうにも法案として出てくるだろうと、こういうふうに予想しております。そういった中で広く国民の意見を聞きながら国会のほうで議論される、そういったものを注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（茂木 隆） 再々質問、1番。

○1番（佐藤純子） 窓口負担が2割になることによって受診抑制を招いてしまうということは誰が見ても、考えても理解できるかと思いますが、それについては、連合長としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（茂木 隆） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積 志） 全体の社会保障制度の中で、当然増えるという部分についても、この保険料、あるいは税金の中で制度が運営されていくわけであります。抑制にならないように頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（茂木 隆） 以上で1番佐藤議員の一般質問を終わります。

ほかに質問の通告はありません。以上で一般質問を終わります。

日程第 7 議案第 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件から

日程第 1 3 議案第 7 号 平成 3 1 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで

○議長（茂木 隆） 日程第 7、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件から、日程第 1 3、議案第 7 号平成 3 1 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上 7 件を一括議題としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第 7、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件から、日程第 1 3、議案第 7 号平成 3 1 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上 7 件を一括して議題といたします。

これより議案第 1 号から議案第 7 号までに対する質疑を行います。質疑の通告は 1 名です。

1 4 番鹿兒島議員から通告がございましたので、発言を許します。

申し合わせにより、質疑時間は再質疑、再々質疑を合わせて 1 5 分以内とします。

1 4 番鹿兒島議員。発言は自席で行ってください。

○1 4 番（鹿兒島 巖） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから質問をさせていただきます。議案第 7 号の歳出にかかわって質問をさせていただきます。

まず初めに、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の13節委託料についてであります。ここでシステム撤去解体業務、システムデータ削除作業業務、それから前システム機器廃棄処分作業業務、それから標準システム機能改善作業業務の各委託料が新たに今年度計上されておりました。そこで、まず各事業内容についてお聞かせいただければありがたいと思っております。

また、14節使用料及び賃借料で、システム機器リース料が前年度より約1,400万ほど増額されておりますけれども、この増額を計上する根拠についてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、2款保険給付費についてでありますけれども、平成29年度予算では1,456億3,915万3,000円であったものが、30年度予算では1,426億3,744万円と約30億円ほどの減額計上となっております。しかし、今回、31年度では1,442億5,544万1,000円と、30年度に比して約16億ほどの増額計上となっております。そこで伺いますけれども、これは30年度の2月定例議会におきまして、29年度より30年度で減額する根拠を伺いましたところ、答弁では、「薬価基準の改正による実質見込みの減額となったことで、30年度予算について診療報酬マイナス改定を加味し、30年度の医療保険者数を乗じて見込んだ結果」との答弁でありました。そこで、31年度で前年度比増とする根拠、この間の増減の要因についてお聞かせいただきたいと思っております。

また、2款2項1目高額療養費も同様の動きがありますので、この点についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう1点、5款保健事業費についてであります。29年度予算では2億8,742万6,000円でありましたが、これが30年度予算では前年比1,111万3,000円減の2億7,631万3,000円としながら、31年度、今年度の新しい予算では3億29万1,000円と、前年度比2,397万8,000円の増額としておりますけれども、この根拠をお聞かせください。

そして、最後になりますけれども、1項で新たに4目として医療費等データ分析事業を設けておりますが、その委託料を計上しておりますけれども、この医療費等データ分析事業というのはどういった事業を行う内容で、その委託先はどこかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、答弁をいただきまして、改めて質問をさせていただきます。以上であります。

○議長（茂木 隆） 答弁を求めます。松山事務局長。

○事務局長（松山則人） 鹿兒島議員の議案第7号平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件についての質疑にお答えいたします。

初めに、1、歳出の1款1項1目一般管理費13節委託料、システム撤去解体業務等の業務内容と、14節使用料及び賃借料のシステム機器リース料が前年度より約1,400万円増額した根拠についてであります。

システム撤去解体業務については、30年度中に導入し、31年度に本格運用を開始する第3期システムへの切り替えに伴い、現行の第2期システムのサーバーを固定している耐震設備の解体作業を委託するものです。

次に、システムデータ削除作業業務についてですが、第2期システムで保有していた情報の流出を防ぐため、サーバー及び窓口端末の内部にあるハードディスクを処分する作業を委託するものです。

次に、前システム機器廃棄処分作業業務についてですが、第2期システムのサーバー及び窓口端末等を廃棄処分する作業を委託するものです。

次に、標準システム機能改善作業業務についてですが、国が示した第3期システムの機能改善スケジュールに基づき、操作性の向上や業務効率化のための機能改善を行う作業を委託するものです。

次に、システム機器リース料についてですが、30年10月から第3期システムへの切り替えを予定していたため、30年度の当初予算には半年分を計上しておりましたが、31年度は1年間分を計上したことにより増額となったものであります。

次に、2の2款保険給付費の増減についてであります。

当初予算積算のもととなる給付費の推計に当たっては、30年度、31年度ともに、前年度の1人当たり給付費の実績見込額に直近3か年ほどの平均伸び率と見込み被保険者数を乗じて算出しております。30年度当初予算においては、29年度の決算見込額が約1,420億円と見込まれたことや診療報酬改定を加味して算出した結果、29年度と比べて減額となったものであり、31年度当初予算においては、先ほど申し上げた算出方法をベースに、うるう年1日分の医療給付費相当分を加味して算出した結果、30年度と比べて増額となったものであります。

また、高額療養費につきましても、同じく算出した給付費総額をもとに積算していることから、同様の動きが見られるものであります。

次に、3の5款保健事業費の増減についてであります。

30年度当初予算における減額の主な理由といたしましては、歯科健診において、一部市町村で受診対象者の見直しを行い、対象区分を特定の年齢に変更したことによるものであります。

また、31年度当初予算においては、健診の受診者数増加や歯科健診の補助単価の増額及び実施市町村数の増加、受診率向上対策強化のためのカラー印刷パンフレットを使用した受診勧奨に加え、新規に糖尿病性腎症重症化予防のための訪問指導事業や医療費等のデータ分析事業の実施を予定していることにより増額となったものであります。

なお、新規事業のうち医療費等データ分析事業につきましては、年間550万件を超えるレセプトや全市町村分の健診結果データを集積して、被保険者1人当たりの医療費や疾病別の医療費などの統計資料を整備し、市町村別、性別、年齢別などの詳細な分析を行って、保健事業

の展開に活用しようとするものです。

この新規事業の委託先業者としては、レセプト等のデータ分析を専門とする民間会社から選ぶことを予定しております。

○議長（茂木 隆） 再質疑はございますか。—— 14番。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。それでは、改めて質問をさせていただきます。

まず保険給付費についてでありますけれども、ご存じのように、給付の中で一番多額となるものは、これは入院でありまして、これが全体の45%、続いて入院外が25%前後、3番目が調剤関係になります。これは24%。金額でいいますと、入院で29年度実績では約600億、それから入院外で約350億、そして調剤が約330億円、年間かかっているわけであります。

この中で3番目に多く支出がかかっております調剤については、これまで重複の問題、あるいはジェネリックへの切り替えの問題、重複改善、あるいはジェネリックへの切り替え、この促進で相当給付費の削減効果があると言われており、たしか29年度から30年度にかけては約20億ぐらいのこの効果があったはずであります。で、そういう多額な費用がかかるこの調剤に関する、また、改善の方向というのは、ほかの入院、あるいは入院外の診療にかかわる改善よりも具体的な取り組みができるというふうに言われていて、これまでもこれをしてきたわけでありまして。そして、重複の問題、あるいはジェネリックの切り替えというようなことで療養への効果を損ねることなく給付額の減額につながる取り組みというふうにしてきたということではありますが、この取り組みについて31年度ではどのような推進を図るのか、まさにこの給付費抑制についてこの調剤にかかわる取り組みの重要性をどのように認識しているのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、保健事業費についてでありますけれども、これは平成29年9月に開催された懇話会で28年度の健康診査受診状況について委員から問われて、当時の事務局長は「この状況については、以前から危機感を持っている」、危機感を持っていると。「市町村を訪問して状況を聞いているところだが、市町村によっては医師との連携に温度差があると感じており、各市町村の取り組み内容を共有できる仕組みづくりを構築しているところであり、数値も徐々に改善してきている。引き続き密接に連携を図っていきたい」、こういうふうに答弁しております。

この発言の中で、以前から危機感を持っていると言い切ったことについては、私も非常にこれは、このことに期待をしていたわけでありまして。しかし、30年1月の懇話会で委員から「受診率を毎年1%向上させることを目的としてきたが、0.5%へ引き下げた。この点について」と「第1期計画の反省を踏まえ、第2期計画での市町村との連携強化対策」を問われたことに対して、業務課長は、「目標値の達成が難しかったことから実態に即した数値目標にした」と。

目標に達成する努力ではなくて、達成できなかつたら下げちゃったと言うんですよ。こういう答弁をしているわけです。

で、連携強化については市町村訪問や市町村担当職員との意見交換を行い、情報共有を行っている、で、目標達成、今言いましたように、目標値達成が難しいから、こういうふうに目標を掲げて設定した。こういうやり方で本当にいいのかどうなのかお聞きをしたい

そして、先ほどの全員協議会でお話ししましたけれども、昨年11月の懇話会での保健事業費にかかわる業務課長の答弁、「健診に対する地域差がある。県北や県南では医療機関の不足や医師の高齢化が要因と聞く」などといった回答であり、あまりにも危機感を感じていないのではないかというふうに言わざるを得ません。ちなみに、29年度以降、受診率の経過を見ますと、25年度16.71%、26年度、17.64%、27年度18.11%、28年度18.18%、そして29年度が18.99%となっておりますけれども、30年度ではどうなっていて、31年度の目標値をどのように設定をして、その達成のための対策はどういうふうに考えているのか、この予算にどう反映しているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（茂木 隆） 答弁を求めます。松山事務局長。

○事務局長（松山則人） 初めに、2款保険給付費についての調剤の適正化についての取り組みでございます。

この件に関しましては、31年度におきましては、従前から取り組んでおりますジェネリック医薬品の差額通知事業、これに引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、先ほど議員から御指摘がありました調剤の重複の適正化の取り組みでございますが、この件に関しましては、国も課題としてとらえておりまして、今、具体的な取り組みを検討している段階でございますので、国の情報を取り入れながら今後どのような対応がとれるのか、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

それから、3款保健事業費の関係についてですが、これについて市町村との連携した取り組み、それから目標値についてのお尋ねと、こういうことだったと思います。

市町村との連携した取り組みといたしましては、そもそもこの健康診査事業自体が市町村の協力を得て実施しております。当広域連合では、例年健診受診率の低い市町村などの状況を把握するため市町村訪問を行っており、30年度も13市町を訪問して取り組み状況の確認や課題等の聞き取りを行ったところでございます。

また、同じく例年市町村の後期高齢者医療担当者や健診担当者を集めて意見交換会を行っておりまして、受診率が高い市町村の取り組みを全市町村へ伝えることで受診率の底上げを図っております。

今後それぞれの地域固有の生活習慣の実情、あるいは医療機関の分布などの地域の事情もおありかと思いますが、そういった事情も共有した上で市町村に対し受診率向上についてさらなる働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、健診の目標値の関係でございます。過去の数字につきましては、先ほど議員から御紹介があったところでございます。30年度の健診受診率の見込みといたしましては、19.30%を見込んでおります。31年度の目標数値ですが、これはデータヘルス計画で19.5%と設定してございますので、それを達成すべく31年度の当初予算を組み立てたところでございます。

以上でございます。

○議長（茂木 隆） 再々質疑はございますか。——14番。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。

ぜひ具体的な目標達成のために取り組みを予算の中でできるようにお願いをしておきたいと思いますが、もう1点、最後にお伺いをしたいと思います。

調剤についてであります。この効果等については、この取り組みの改善について効果が上がるということについてはもう十分ご承知のことだと思っておりますが、つい最近、ここでも一つ言われているのは多剤服用の問題が言われていますね。結局、この多剤服用というのは一利あって害が多いと。給付もかかるし、そしてまた多剤服用したことによってかえって病状を悪化させる、あるいは特に認知症関係でいうと、認知症が進むと言われております。薬をやめたら認知症が軽くなったという、そういう効果が今出ている。ある意味では、この多剤服用をどう改善するかということが非常に大きな課題になりつつあると。特に後期高齢者の場合については、この多剤服用という問題が重複診療とあわせて非常に課題が大きいと思っております。ぜひこれについては、31年度中に具体的な取り組み方向を模索していただきたいというふうに思っているところでありますので、そのお考えがあるかどうか、ひとつお伺いをしたいというふうに思います。これは特に答弁は求めませんけれども、お願いをしておきたいと思っております。

それから、これまでの、私、10年間の経過の中で、実際に8年ほど議員をさせていただいておりますが、この間特に感ずることは、やはり今の連合の事務局体制、これでいいのかどうか。すべての職員が各市町村からの派遣という状況の中で、一貫して責任を持った、後期高齢者医療制度を支えるという、その根幹に座る職員が不在のまま経過をしてきている。このことの中で、先ほど担当者がかわれば答弁が変わるというようなことが起きているのではないかと非常に危惧をしております。これも、これまで申しましたけれども、何とかこの後期高齢者医療制度の中で根幹を支える職員が継続的に取り組める、そういう職員採用というものができないのかどうか、これは通告には特にございませんでしたけれども、医療を推進していく上で大事なことだと思っておりますので、この点について連合長、ご意見があったらお聞かせいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 答弁を求めます。穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積 志） 通告にないので、答弁いたしません。

○議長（茂木 隆） これで14番鹿兒島議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑の通告はございません。以上で議案第1号から議案第7号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第7号までに対する討論を行います。

議案第7号について、14番鹿兒島議員から通告がございましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。発言は自席で行ってください。

○14番（鹿兒島 巖） 議長から発言の許可をいただいておりますので、討論をさせていただきますと思います。

議案第7号につきましては、議案に対する質疑を行いました中でも明らかになりました幾つかの点で十分施策が執行できる予算なのかどうなのか。翻って言えば、予算の中で多額な不用額が出るような予算編成がまた行われているのではないかという疑念が第1点ございます。その点。

そしてまた、特にこの予算の中で歳入の部分で、これまで私が反対してまいりましたいわゆる軽減措置の廃止の問題、これがそのまま軽減措置の廃止が引き続き行われる状況にある、これはこの制度発足当時に、先ほど佐藤議員がおっしゃったようにいわゆる低所得者の方々の生活を支える上で必要であった軽減措置、これが廃止されてきた経過を踏まえて、この線上にある予算については、これはやはり認めることができない等々の理由で本予算案につきましては、私は反対をさせていただきますと思います。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 以上で鹿兒島議員の討論を終わります。

ほかに討論の通告はございません。以上で議案第1号から議案第7号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決します。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） 原案可決に反対の声もありましたので、議案第2号は起立採決を行います。

す。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（茂木 隆） 起立多数と認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成30年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成31年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

議案第7号は討論がありましたので、採決の方法は起立採決で行います。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（茂木 隆） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情第1号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書について

○議長（茂木 隆） 日程第14、陳情第1号75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める陳情書についてを議題とします。

これから陳情第1号に対する討論を行います。

陳情第1号について、14番鹿兒島議員から通告がありましたので発言を許可します。14番鹿兒島議員。

なお、発言は自席で行ってください。

○14番（鹿兒島 巖） 本陳情は採択すべきと考えますので討論をさせていただきたいと思えます。

ご存じのように、後期高齢者の被保険者となる高齢者の方々の所得状況、これは非常に低いものがある、これはもう皆さんご存じのとおりだと思います。しかしながら、以前は、一度は日本の国において65歳以上は医療費無料化という時代が一時ありました。しかし、高齢者が増えるという過程の中でだんだん財政的にそれが維持できなくなる、そういう経過もありますけれども、残念ながら高齢者の医療問題に対して非常に厳しい状況が出てまいりました。そこで、今まで国保に抱え込んでいた高齢者の部分について分離をして、75歳以上を後期高齢者というレッテルを張っていくということとあわせた医療制度が発足いたしましたけれども、その発足の過程についてはいろいろやりとりがあった。最終的にはそういう所得の低い方々については、恒久的に減税をすると、だから制度化をしてほしいということの中で発足をして10年が過ぎたわけでありませう。

しかし、この10年が過ぎようとするときに、やはり財政的な、国からのこの問題についての財源配分が非常に厳しいという状況の中で、いわゆる負担増、高齢者の被保険者の負担増の道が開かれてしまったということでもあります。で、恒久的としてきた軽減措置が次々となくなろうとしている。それにつれて負担が増える、また不安が増える、こういう困難な状況が今あるというふうに思います。

これに加えて今度は窓口負担を1割から2割に引き上げる、これは先ほどの話にもありましたがけれども、高齢者の7割は所得が100万円に満たないと言われる現状、75歳以上の後期高齢者はその多くがさらに低い、年金のみが頼りという生活が強いられる状況の中で、この窓口負担が1割から2割に上がることをひとつの契機にして、またあるいは病院に行かなくなる

ことが増えてくる。これはひいては重度化を招く。重度化を招けばまた給付も増える、こういう悪循環の道を進むのではないかということが非常に危惧されているわけであります。

そういう中で、今回のこの陳情の趣旨は全くそのとおりに理解できるものであり、当秋田県後期高齢者医療広域連合としても、この趣旨を理解して陳情を採択すべきというふうに考えて討論をさせていただきました。

以上であります。

○議長（茂木 隆） 以上で鹿兒島議員の討論を終わります。

ほかに討論の通告はございませんので、討論なしと認めます。以上で陳情第1号に対する討論を終了いたします。

これから採決します。陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○議長（茂木 隆） 起立者7名、着席者10名、起立少数と認めます。したがって、陳情第1号は不採択と決定しました。

以上で本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（茂木 隆） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、来年度は、2020年度から向こう2年間の保険料について、給付費や被保険者数等の実績や予測に基づいて試算を行い、料率を決定する年度に当たります。

後期高齢者医療制度を安定的に維持、運営するためには、当広域連合の現状を正確にとらえ、負担と給付のバランスや世代間の公平性の確保に努めていく必要があります。そのためにも、第2期データヘルス計画の目的である健康寿命の延伸と医療費の適正化を推進するため、市町村を初めとした関係機関と連携しながら、各種保健事業のさらなる展開を図ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。本日はご苦労さまでした。

閉 会

○議長（茂木 隆） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（茂木 隆） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで平成31年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後4時24分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員